

茨城県働き方改革優良（推進）企業認定制度実施要項

（目的）

第1条 この要項は、働き方改革の取組が優れた企業等を「茨城県働き方改革優良企業」として、取組を推進している企業等を「茨城県働き方改革推進企業」として認定するとともに、その取組について公表することにより、県内企業等の働き方改革の取組促進を図ることを目的とする。

（申請要件）

第2条 茨城県働き方改革優良企業及び茨城県働き方改革推進企業（以下「茨城県働き方改革優良（推進）企業」とする）の認定の対象となるのは、次の各号のいずれにも該当すること。

- （1）茨城県内に本社又は本店を置く企業（個人、団体を含む）であること。
- （2）茨城県が実施する「仕事と生活の調和推進計画」への届出及び「いばらき女性活躍推進会議」への会員登録がなされていること。
- （3）労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それらの法令に適合した就業規則等を整備していること。
- （4）申請日から過去2年間以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- （6）企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- （7）茨城県税に未納がない者であること。

（認定区分）

第3条 認定の区分は、次の区分によるものとし、区分ごとに認定基準を設ける。

- （1）優良企業
- （2）推進企業

2 前項の認定基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）優良企業は、様式第2号に記載の1から5までの合計点が26点以上（従業員数100人以上の場合は30点以上）かつ1から10までの合計点が30点以上（従業員数100人以上の場合は35点以上）であること。
- （2）推進企業は、様式第2号に記載の1から5までの合計点が26点以上（従業員数100人以上の場合は30点以上）であること。

（認定の申請）

第4条 「茨城県働き方改革優良（推進）企業」の認定を受けようとする企業等は、茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、知事に提出するものとする。

- （1）茨城県働き方改革優良（推進）企業認定基準達成状況表（様式第2号）
- （2）誓約書（様式第3号）

（認定審査）

第5条 知事は、認定申請書を受理したときは、認定基準を満たしていると認められる企業（以下「認定企業」という。）に対し、優良又は推進の認定証を交付する。

- 2 知事は、認定申請者に対し、審査に必要な情報の聞き取りや現地調査、資料の提出を求めることができる。
- 3 認定の有効期間は、認定した日から起算して2年とする。

(公表)

第6条 前条の認定企業については、次の各号に掲げる事項を県ホームページ等で公表するものとする。

- (1) 認定企業の名称、所在地、代表者役職氏名
- (2) 認定の有効期間
- (3) 働き方改革の取組内容

(認定の更新)

第7条 認定企業は、第4条第3項に規定する認定期間の満了後も認定を希望する場合には、認定期間が満了する日までに、知事に茨城県働き方改革優良（推進）企業更新申請書（様式第4号）を提出するものとする。

- 2 認定企業は、更新に際し、第3条に規定する必要書類を併せて提出するものとする。

(変更の届出)

第8条 認定企業は、次に掲げる事項に変更があった場合は、茨城県働き方改革優良（推進）企業変更届出書（様式第5号）により、知事に届け出なければならない。

- (1) 企業等の所在地
- (2) 企業等の名称

(辞退の届出)

第9条 認定企業は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに茨城県働き方改革優良（推進）企業辞退届（様式第6号）を県に提出し、認定証を返納しなければならない。

- (1) 事業を廃止したとき
- (2) 第2条各号のいずれかを満たすことができなくなったとき

(認定の取り消し)

第10条 知事は、認定企業が認定基準に適合しなくなる等、認定にふさわしくないと判断したときは、認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定の取り消しをするときは、茨城県働き方改革優良（推進）企業取消通知書（様式第7号）により認定企業にその旨を通知するものとする。

- 3 認定企業は、取り消しを受けた場合、速やかに認定証を知事へ返納しなければならない。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和元年10月24日から施行する。

附則

この要項は、令和2年10月1日から施行する。

茨城県知事 殿

(申請者)

所在地

企業名

代表者職氏名



茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請書

認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

認定区分	優 良 ・ 推 進
------	-----------

企業の概要

業種	
従業員数	
事業概要	
資本の額又は 出資の総額	
電話番号	
ホームページアドレス	
メールアドレス	
担当者職・氏名	

茨城県働き方改革優良（推進）企業認定基準達成状況表

【推進企業認定基準】

	番号	項目
基本項目	1	多様な働き方を実現するための制度がある（働く時間や場所などの柔軟な設定）
	2	業務の効率化や生産性の向上に取り組んでいる
	3	女性、高齢者、障害者、外国人、LGBTなどの多様な人材の活躍に取り組んでいる
加点点項目	4	上記のほか、働き方改革の推進に取り組んでいる
	5	各種制度の利用について実態把握を行い、運用の強化に取り組んでいる
	特例	「いばらきアマビエちゃん」の登録をしている

【優良企業認定基準】

※下記基準値は、参考とする統計調査結果値により変動

	番号	項目
6	①	直近1年間での正社員の総実労働時間（1人あたり1ヵ月平均） 下記産業平均の△3時間以上で3点、△5時間以上で5点 【建設業：172.7時間以下、製造業：167.4時間以下、情報通信業：159.0時間以下、運輸業・郵便業：181.9時間以下、卸売業・小売業：164.5時間以下、宿泊業・飲食サービス業：180.0時間以下、医療福祉：157.7時間以下、その他：164.8時間以下】
	②	直近1年間での正社員の所定外労働時間（1人あたり1ヵ月平均） 下記産業平均の△1時間以上で3点、△3時間以上で5点 【建設業：15.5時間以下、製造業：16.7時間以下、情報通信業：15.7時間以下、運輸業・郵便業：26.9時間以下、卸売業・小売業：11.7時間以下、宿泊業・飲食サービス業：16.5時間以下、医療・福祉：7.2時間以下、その他：14.3時間以下】
7		直近1年間での正社員の平均週労働時間60時間以上の労働者割合が10%以下で3点、5%以下で5点
8		直近1年間での正社員の年次有給休暇取得率または平均取得日数 下記産業平均の+2%または1日で3点、+5%または+3日以上で5点 【建設業：43.3%以上または7.7日以上、製造業：59.2%以上または11.0日以上、情報通信業：58.5%以上または11.3日以上、運輸業・郵便業：51.3%以上または9.1日以上、卸売業・小売業：40.0%以上または7.1日以上、宿泊業・飲食サービス業：40.8%以上または6.2日以上、医療福祉：53.2%以上または9.0日以上、その他：52.4%以上または9.4日以上】
9		直近3年間の平均離職率 下記産業平均の△3%で3点、△5%以上で5点 【建設業：9.2%以下、製造業：9.4%以下、情報通信業：11.8%以下、運輸業・郵便業：10.5%以下、卸売業・小売業：12.9%以下、飲食・宿泊サービス：26.9%以下、医療福祉：15.5%以下、その他：14.6%以下】
10	①	直近3年間に出産した女性従業員のうち、継続就労している割合が80%以上で3点、90%以上で5点
	②	直近3年間に配偶者が出産した男性従業員のうち、育児休業取得率10%以上で3点、13%以上で5点
特例		平時よりテレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワーク）を就業形態として運用し、実績がある場合、3点

Ⅰ. 評価項目【推進企業認定】 1～5：各2点（ただし上限10点） ※「特例」項目のみ5点

番号	項目	具体的な実施内容	
1	多様な働き方を実現するための制度がある（働く時間や場所などの柔軟な設定）	①	働く場所や時間について、従業員の希望を配慮
		②	テレワーク制度（モバイルワーク、サテライトオフィス設置なども含む）など、働く場所を柔軟に設定できる制度
		③	地域限定正社員制度など、希望する地域に勤務できる制度
		④	フレックスタイム制度や時差出勤制度、短時間正社員制度など、働く時間を柔軟に設定できる制度
		⑤	年次有給休暇以外の有給休暇（例：家族のための休暇、自己啓発休暇など）制度
		⑥	半日単位もしくは、時間単位の有給休暇制度
		⑦	数値目標など定量的な目標をを設定し、達成に向けた取組を実施
		⑧	その他【具体的内容】 -----
2	業務の効率化や生産性の向上に取り組んでいる	①	業務の棚卸・作業マニュアルの作成・整備の推進
		②	生産管理システム導入・機械化・ロボットの導入など、ICT活用による負担軽減の取組
		③	会議目的の明確化及び参集者・会議時間の見直し、店舗営業時間の見直しなど、時間に係る効率化の取組
		④	意思決定の迅速化や社内文書の簡素化・削減、業務分担の見直しなど、業務効率化の取組
		⑤	業務効率化のための一部業務のアウトソーシング化
		⑥	業務に関する技術や知識向上の為、研修や勉強会など人材育成の実施
		⑦	数値目標など定量的な目標をを設定し、達成に向けた取組を実施
		⑧	その他【具体的内容】 -----
3	女性、高齢者、障害者、外国人、LGBTなどの多様な人材の活躍に取り組んでいる	①	女性の活躍に向けた取組
		②	高齢者の活躍に向けた取組
		③	障害者の活躍に向けた取組
		④	外国人の活躍に向けた取組
		⑤	ユニバーサルトイレの設置や制服におけるスカートの廃止など、LGBTへの配慮
		⑥	中途採用を含めた多様な人材の積極的な採用
		⑦	数値目標など定量的な目標をを設定し、達成に向けた取組を実施
		⑧	その他【具体的内容】 -----
4	上記のほか、働き方改革の促進に取り組んでいる	①	【具体的内容】※3項目以内 （例：従業員に対する意識啓発のためのハラスメント研修やメンタルヘルス研修、管理職研修に取り組んでいる。） -----
		②	-----
		③	-----
		④	-----
		⑤	-----

番号	項目	具体的な実施内容
5	各種制度の利用について実態把握を行い、運用の強化に取り組んでいる	① 導入している制度の申請方法を社内で明確化の実施
		② 残業時間が多い・休暇取得の少ない従業員や、その管理職に対するヒアリング
		③ 各種制度の利用状況の実態把握（制度対象者数と実際の利用状況の実態把握等）
		④ 会議などで残業時間や休暇取得、各種制度の利用状況等を定期的に報告
		⑤ 働き方を見直して、労働時間短縮や時間あたりの生産性向上に成果のあった従業員を人事考課や表彰等で評価
		⑥ その他【具体的内容】
特例	いばらきアマピエちゃんの登録をしている	いばらきアマピエちゃんの登録を行い、感染症予防に取り組んでいる

II. 評価項目【優良企業認定】

番号	項目	具体的な実施内容
6	<p>【①②いずれか】</p> <p>①直近1年間での正社員の総実労働時間（1人あたり1ヵ月平均） 下記産業平均の△3時間以上で3点、△5時間以上で5点 【建設業：172.7時間以下、製造業：167.4時間以下、情報通信業：159.0時間以下、運輸業・郵便業：181.9時間以下、卸売業・小売業：164.5時間以下、宿泊業・飲食サービス業：180.0時間以下、医療福祉：157.7時間以下、その他：164.8時間以下】</p>	<p>①</p> <p>【実績記入欄】 (A) <input type="text"/> 時間 ÷ (B) <input type="text"/> 人 ÷ 12 = 平均 <input type="text"/> 時間 (A)直近1年間の正社員の総労働時間の合計 (B)正社員数（直近1年間の延べ数） ※管理職（労働基準法に定める管理監督者）を含む</p>
	<p>②直近1年間での正社員の所定外労働時間（1人あたり1ヵ月平均） 下記産業平均の△1時間以上で3点、△3時間以上で5点 【建設業：15.5時間以下、製造業：16.7時間以下、情報通信業：15.7時間以下、運輸業・郵便業：26.9時間以下、卸売業・小売業：11.7時間以下、宿泊業・飲食サービス業：16.5時間以下、医療・福祉：7.2時間以下、その他：14.3時間以下】</p>	<p>②</p> <p>【実績記入欄】 (A) <input type="text"/> 時間 ÷ (B) <input type="text"/> 人 ÷ 12 = 平均 <input type="text"/> 時間 (A)直近1年間の正社員の所定外労働時間の合計 (B)正社員数（直近1年間の延べ数） ※管理職（労働基準法に定める管理監督者）を含む</p>
7	直近1年間での正社員の平均週労働時間60時間以上の労働者割合が 10%以下で3点、5%以下で5点	<p>①</p> <p>【実績記入欄】 (A) <input type="text"/> 人 ÷ (B) <input type="text"/> 人 × 100 = 労働者割合 <input type="text"/> % (A)直近1年間の正社員の内平均週労働時間60時間以上の人数 (B)正社員数（直近1年間の延べ数） ※管理職（労働基準法に定める管理監督者）を含む</p>

番号	項目	具体的な実施内容
8	直近1年間の正社員の年次有給休暇取得率または平均取得日数 下記産業平均の+2%または1日で3点、+5%または+3日以上で5点 【建設業：43.3%以上または7.7日以上、製造業：59.2%以上または11.0日以上、情報通信業：58.5%以上または11.3日以上、運輸業・郵便業：51.3%以上または9.1日以上、卸売業・小売業：40.0%以上または7.1日以上、宿泊業・飲食サービス業：40.8%以上または6.2日以上、医療福祉：53.2%以上または9.0日以上、その他：52.4%以上または9.4日以上】	① 【年次有給休暇平均取得率】 (A) <input type="text"/> 日 ÷ (B) <input type="text"/> 日 × 100 = <input type="text"/> % (A)直近1年間の正社員の年次有給休暇取得日数の合計 (B)直近1年間の正社員の年次有給休暇付与日数の合計
		② 【年次有給休暇平均日数】 (A) <input type="text"/> 日 ÷ (B) <input type="text"/> 人 = <input type="text"/> 日 (A)直近1年間の正社員の年次有給休暇取得日数の合計 (B)正社員数 ※雇入れ日から6か月未満であって、年次有給休暇の付与日数が10日に満たない者は除く
9	直近3年間の平均離職率 下記産業平均の△3%で3点、△5%以上で5点 【建設業：9.2%以下、製造業：9.4%以下、情報通信業：11.8%以下、運輸業・郵便業：10.5%以下、卸売業・小売業：12.9%以下、飲食・宿泊サービス：26.9%以下、医療福祉：15.5%以下、その他：14.6%以下】	① 【実績記入欄】 (A) <input type="text"/> 人 ÷ (B) <input type="text"/> 人 × 100 = <input type="text"/> % (A)母数のうち直近3年間に離職した正社員数 (B)直近3年間に在籍した正社員ののべ人数 ※定年退職者を除く
10	【①②いずれか】 ①直近3年間に出生した女性従業員のうち、継続就労している割合が 80%以上で3点、90%以上で5点 ②直近3年間に配偶者が出生した男性従業員のうち、育児休業取得率が 10%以上で3点、13%以上で5点	① 【実績記入欄】 (A) <input type="text"/> 人 ÷ (B) <input type="text"/> 人 × 100 = <input type="text"/> % (A)直近3年間に出生後、継続就労している女性従業員数 (B)直近3年間に出生した女性従業員数 ※直近の決算月を起算月として3年間で算出
		② 【実績記入欄】 (A) <input type="text"/> 人 ÷ (B) <input type="text"/> 人 × 100 = <input type="text"/> % (A)直近3年間に配偶者が出生し、育児休業を取得した男性従業員数 (B)直近3年間に配偶者が出生した男性従業員数 ※直近の決算月を起算月として3年間で算出
特例	平時よりテレワーク(在宅勤務、サテライトオフィス、モバイルワーク)を就業形態として運用し、実績がある場合、3点	【実績記入欄】 (対象者の詳細や実施頻度・日数など具体的に記載ください。)

様式第3号

誓約書

令和 年 月 日

茨城県知事 殿

所在地

企業名

代表者職氏名



茨城県働き方改革優良（推進）企業認定申請を行うにあたり、申請要件である下記事項をすべて満たし、様式第2号に記載した内容は事実と相違ないことを誓約いたします。

記

- (1) 茨城県内に本社又は本店を置く企業（個人、団体を含む）であること。
- (2) 茨城県が実施する「仕事と生活の調和推進計画」への届出及び「いばらき女性活躍推進会議」への会員登録がなされていること。
- (3) 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それらの法令に適合した就業規則等を整備していること。
- (4) 申請日から過去2年間以内に労働関係法令違反その他の認定にふさわしくない重大な事実がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (6) 企業の役員又は関係者が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36条）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (7) 茨城県税に未納がない者であること。



認定第 号

茨城県働き方改革優良企業

認定証

企業名

上記企業を茨城県働き方改革優良企業
として認定します。

有効期間 令和 年 月 日から2年間

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦



認定第 号

茨城県働き方改革推進企業

認定証

企業名

上記企業を茨城県働き方改革推進企業として認定します。

有効期間 令和 年 月 日から2年間

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦

茨城県知事 殿

(申請者)

所在地

企業名

代表者職氏名



茨城県働き方改革優良（推進）企業認定更新申請書

認定を更新したいので、下記のとおり申請します。

認定区分	優 良 ・ 推 進
------	-----------

企業の概要

業種	
従業員数	
事業概要	
資本の額又は 出資の総額	
電話番号	
ホームページアドレス	
メールアドレス	
担当者職・氏名	

茨城県知事 殿

所在地

企業名

代表者職氏名



茨城県働き方改革優良（推進）企業認定変更届出書

下記のとおり認定内容の変更を届け出ます。

記

認定区分	優 良 ・ 推 進
認定番号	
認定年月日	
変更内容	(変更前)
	(変更後)
変更年月日	

茨城県知事 殿

所在地

企業名

代表者職氏名



茨城県働き方改革優良（推進）企業認定辞退届出書

下記のとおり認定の辞退を届け出ます。

記

認定区分	優 良 ・ 推 進
認定番号	
認定年月日	
辞退理由	

殿

茨城県知事

印

茨城県働き方改革優良（推進）企業認定取消通知書

下記のとおり認定の取消を通知します。

記

認定区分	優 良 ・ 推 進
認定番号	
取消年月日	
取消理由	